

営 業 所 新 設 許 可 証

住 所

氏名又は名称

令和 年 月 日付で〔申請  
届出〕のあった営業所の新設については、

通関業法〔第 8 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり許可します。  
第 9 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり許可したものとみなします。〕

記

1 新設を許可する営業所の名称及び所在地

2 条 件

令和 年 月 日

税関長 ⑨

(注) 1. 法第 34 条第 1 項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付することがあります。

2. この許可に付された条件の変更を求める場合は、許可等条件変更申請書（税関様式 B 第 1010 号）を主たる営業所の所在地又は当該営業所の所在地を管轄する税関長に提出してください。

(規格 A 4)